

子どもに対する体罰、わいせつ行為等への対策強化を求める意見書

子どもたちが安全かつ安心して過ごせる場所であるはずの教育・保育施設や子どもの活動場所等において、体罰、わいせつ行為等の重大な事案が後を絶たない。

2020年にはベビーシッターマッチングサービス大手企業の登録シッターが派遣先の子どもに対する強制わいせつ罪で立て続けに逮捕される事件が発生し、ある加害シッターは過去に複数回の逮捕歴があることが明らかとなる等大きな社会問題となった。

また、文部科学省が発表した2019年度の調査では、体罰及びわいせつ行為等によって懲戒処分等を受けた公立小中高校などの教職員は800人以上に及んでいる。

ベビーシッターをはじめとする認可外の保育事業者（塾講師、スポーツインストラクター、夜間託児所等）はその欠格事由が法律で明記されていないため、性犯罪者の参入を規制できない。

教員に関してはわいせつ行為が発覚した場合、現行制度では原則として懲戒免職となるが、教員免許が失効しても3年後に再取得ができる（保育士の場合は2年で再登録可能）ため、文部科学省は法律の改正を検討していたが見送りとなった。さらにこれらの規制の対象は「同じ業界内」のみであり業界を跨ぐ場合の再就職は制限されず、事業者は採用時に小児性犯罪の前科者であることを知るべきがない。

法務省の調査によれば、小児わいせつは性犯罪の再犯率が最も高く、極めて高い常習性が指摘されている。我々は大人の責任として子どもたちが安心して過ごすことのできる教育・保育施設や子どもの活動場所の実現をより一層推進させなくてはならない。

よって、町田市議会は政府に対し、子どもに対する体罰、わいせつ行為等の防止に関する適切な体制の確立を図るとともに、採用や人事管理等のあり方に関してさらに検討を深め、子どもたちが安全かつ安心して教育・保育を受けられる環境づくりを進めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。